

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により令和 4 年 6 月に実施した財政援助
団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸	広
岐阜県監査委員	国	枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴	土	靖
岐阜県監査委員	長	縄	直子
岐阜県監査委員	南		圭一

財政援助団体等監査の結果

令和4年10月28日

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

(2) 対象団体

補助金等交付団体（県が交付した補助金等1件に係る1団体（※））

（※）令和3年度財政援助団体等監査の対象であった18団体のうち1団体について、令和3年12月に予備監査を実施した後、追加で確認を要する事項があると認められたものの、新型コロナウイルス感染症まん延の状況を考慮して追加の予備監査を延期したことに伴い、監査の実施を延期し、改めて令和4年度に実施することとなったもの。

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

(1) 補助金等交付団体

ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。

イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地で行った後、監査委員が書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり2件の指摘事項及び1件の指導事項が見受けられたので、表2-2及び2-3のとおり対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査実施団体数及び指摘等件数）

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数				
		指摘等 有り	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	指摘 事項	指導 事項	検討 事項		
補助金等交付団体	1	1	1	1	0	0	2	1	1	0
合 計	1	1	1	1	0	0	2	1	1	0

（注）指摘等の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は団体の監査の結果として所管機関に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2-1 (補助金等交付団体 (1 団体) 及び所管機関)

実施団体名	【所管機関名】 補助金等の名称	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
「ぎふの田舎へいこう！」 推進協議会	【農村振興課】 岐阜県都市農村交流推進 事業費補助金	令和 4 年 6 月 28 日	書面	令和 3 年 12 月 7 日 及び 令和 4 年 5 月 10 日	実地

表 2-2 (団体に対する指摘事項の内容)

団体名	区分	内容
「ぎふの田舎へいこう！」 推進協議会	指摘事項	岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり不適正な事項が認められ、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 人件費について、交付決定前の期間に係る給与を含めていた。 2 委託料について、補助事業者は委託先に対して当初の契約額 278,400 円から 17,600 円を減額して支出していたが、実績報告書には当初の契約額を誤って計上していた。

表 2-3 (所管機関に対する指摘事項等の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
農村振興課 【「ぎふの田舎へいこう！」 推進協議会】	指摘事項	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会に対する岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり不適正な事項が認められ、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 人件費について、交付決定前の期間に係る給与を含めていた。 2 委託料について、補助事業者は委託先に対して当初の契約額 278,400 円から 17,600 円を減額して支出していたが、実績報告書には当初の契約額を誤って計上していた。
	指導事項	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会に対する岐阜県都市農村交流推進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり支出の事実や金額を適切に確認するには不十分なものが見受けられたため、補助事業に係る支出を確認するために必要となる会計書類や帳簿等について、補助事業者への指導を適切に実施されたい。 1 旅費について、高速道路や有料駐車場を利用した場合、料金相当分を支給しているが、金額の根拠となる領収書が添付されていないものがあった。 2 印刷製本費について、職員による立替払が行われていたが、支払いの事実を確認できる領収書等が添付されていなかった。